

令和2年度白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 白鷹町は、白鷹町男女共同参画計画の推進及び町内における男女共同参画社会づくりに向けた町民意識の醸成と普及啓発を図るため、男女共同参画に関する講座や学習会等（以下「事業」という。）の活動を行う団体に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、(別表1)に掲げる事業及び同事業に要する経費とする。

2 補助金の額は予算の範囲内とし、補助率は、補助金の額の範囲内で本事業の実施に必要となる経費を助成する。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関心を持ち、事業終了後に白鷹町男女共同参画計画の推進に積極的に協力できる団体
- (2) その他町長が特に認める団体

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請する場合、町長が別に定める期日までに白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、適切と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、規則第7条の規定により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附すことができ、その内容及び条件を添えて申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領し、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取り下げをすることができる。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費を変更するときは、あらかじめ白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金の計画（経費の配分）の変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 事業目的に反しない範囲での事業項目の追加及び変更
- (2) 全体事業費の30%以内の増減

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から2週間以内に白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(概算払)

第9条 町長は、補助事業者からの請求があり、かつ、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(帳簿類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5カ年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表 1

男女共同参画講座開催事業補助金交付対象事業及び経費

| 対象事業 | 内 容 | 対象経費 |
|--------------|---|--|
| 男女共同参画講座開催事業 | 白鷹町男女共同参画計画の推進及び町内における男女共同参画社会づくりに向けた町民意識の醸成と普及啓発を図るため、男女共同参画に関する講座や学習会等の開催に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝金、託児所設置に係る保育士謝金等） ・ 旅費（講師旅費等） ・ 会議費 ・ 会場使用料 ・ 消耗品費（看板製作等） ・ 上記の他、当事業に必要と認められる経費及び額 |

様式第 1 号

第 号
年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 ㊞

令和 2 年度白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金交付申請書

令和 2 年度における白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金について、 円
を交付されるよう白鷹町補助金等の適正化に関する規則第 4 条及び令和 2 年度白鷹町
男女共同参画講座開催事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下
記のとおり申請します。

記

1. 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) その他の書類

様式第2号

事業計画（成績）書

| | |
|----------|---------------|
| 1. 団体名 | |
| 2. 事業の目的 | |
| 3. 事業内容 | |
| 4. 事業期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |

注 交付申請書の場合は表題の「(成績)」を、実績報告書の場合は「計画」を抹消して使用する。

様式第3号

収支予算（決算）書

1. 収入の部

（単位：円）

| 項 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|-----|-----|---------|
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2. 支出の部

（単位：円）

| 項 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|-----|-----|---------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

注 交付申請書の場合は表題の「(決算)」を、実績報告書の場合は「予算」を抹消して使用すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 ㊞

令和2年度白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金の計画（経費の配分）
の変更承認申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった上記補助金について、
下記のとおり変更したいので、令和2年度白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金交付
要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

（備考）変更の内容を証明する書類（経費の配分を変更する場合は、変更前と変更後の
予算を対比する書類）を添付すること。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名 ㊞

令和 2 年度白鷹町男女共同参画講座開催事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった上記補助金について、
年 月 日付けで完了しましたので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則
第 13 条及び令和 2 年度白鷹町男女共同参画講座開催業補助金交付要綱第 8 条の規定に
より、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 添付書類

- (1) 事業成績書 (様式第 2 号)
- (2) 収支決算書 (様式第 3 号)
- (3) その他の書類